

令和 8 年度任用 勝浦町会計年度任用職員登録者募集案内
(営農指導員)

1 募集受付期間

令和 8 年 4 月 27 日 (月) ～令和 8 年 5 月 13 日 (水)

※受付期間終了後も令和 8 年 12 月 25 日まで随時申込みを受付けます。ただし、面接は別に指定する日とし、必要人員に達した場合は、合格者であっても会計年度任用職員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）への登録のみとなります。

2 選考資格

次の要件を全て満たす人

- (1) 令和 8 年 6 月 1 日までに普通自動車運転免許（AT 限定を含む）を有する人
- (2) 文書作成ソフトや表計算ソフト、ブラウザ操作等基本的なパソコン操作ができる人
- (3) 農業系の学校・学科を卒業した方もしくは行政・農協・農業関係企業等での勤務経験があり営農指導の実務経験のある方

注記 1 令和 8 年 6 月 1 日時点で、行政・農協・農業関係企業等における職務経験が 3 年以上ある者（見込みの方を含む）

注記 2 「行政・農協・農業関係企業等」には、民間企業のほか国、地方公共団体、独立行政法人などの公的機関、各種団体、各種法人（財団法人、社団法人、NPO

法人等)、自営業を含みます。

注記3 経験年数には、正規・非正規の雇用形態にかかわらず、同一の民間企業等において、就業時間が週30時間以上で、6月以上継続して就業した期間が該当し、6月以上の職務経験が複数ある場合は通算可能です。

注記4 複数の企業等での勤務期間を合算できます。ただし、同時に複数の企業等に勤務している場合は、そのいずれか一つの勤務期間のみを合算することができます。

注記5 勤務期間の計算は月単位で行います。月の途中で就職又は退職した場合は、その月はすべて就業していたものとみなします。

注記6 育児休業や休職など実際に勤務していない期間は、職務経験に通算できません。

(4) 次のいずれにも該当しない人

- ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②勝浦町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 募集職種、職務の内容及び募集人員等

(1) 職種 営農指導員

- (2) **職務の内容** 農家からの営農相談の対応、町農業施策への専門的助言など
- (3) **募集人数** 若干名
- (4) **就業場所** 勝浦町役場農業振興課（勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地）
- (5) **その他** フルタイム勤務パートタイム勤務 応相談

フルタイム勤務の方を優先し任用します。

4 選考の日時、選考場及び選考方法

- (1) **選考日時** 令和8年5月21日（木）
- (2) **選考場所** 勝浦町役場（勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地）
- (3) **選考方法** 書類選考及び面接

※選考案内通知時に、時間等をお知らせします。

※申込者数によっては、別日となる場合があります。御容赦ください。

※面接時に運転免許証を確認します。

5 申込手続

申込みは、持参、郵送又は**電子申請（推奨）**による方法があります。受付期間以外の申込みは受付しませんので、十分注意してください。申込内容に不備等がある場合は、確認の連絡をすることがあります。確認ができなかった場合には、申込みの受付ができないことがあります。

(1) 申込方法

- ①【推奨】勝浦町「電子申請サービス」のURLまたは二次元コードから申し込んでください。

【勝浦町電子申請サービス】



https://apply.e-tumo.jp/town-katsuura-u/offer/offerList_initDisplayResult

※ 申込み（電子申請）を行うには、「利用者登録」が必要です。利用規約をよく読んで、利用者登録を行ってください。

※ 利用者登録後、手続き一覧から申込み試験区分をクリックし、必要事項を入力、写真の添付等を行って、申込みを行ってください。

※ 申込完了後、「整理番号」と「パスワード」が登録されたメールアドレスに届きます。内容確認等に必要ですので、必ず控えておいてください。

※ 申込から数日後に「結果通知」の電子メールが届きます。なお、不備等により、確認の連絡をとらせていただくことがありますので、その際は、御対応ください。不備等による修正が期日までになされなかった場合、受験できないことがあります。また、申請内容等により不受理となった場合は、不受理通知が届きます。不受理通知が届いた場合は受験することができません。

【注意事項】

※ 迷惑メール対策等を行っている場合には、「town-katsuura@apply.e-tumo.jp」及び「@town.katsuura.i-tokushima.jp」からのメール受信が可能な設定にしておい

てください。また、URL の記載のある電子メールを受信可能な設定にしておいてください。

※システムのメンテナンス等のため、受付期間中でもシステムを停止する場合があります。その他、通信障害等のトラブルについては一切責任を負いません。

②直接持参する場合は、受付期間内の開庁日（月曜日から金曜日）の午前8時30分から午後5時までに受験申込先へ提出してください。

③郵便による申込みの場合は、封筒の表に「会計年度任用職員登録申込」と朱書きし、「一般書留郵便」により受験申込先までお送りください。なお、受付期間中に到達したものに限り受け付けます。

(2) 申込用紙

①直接取りにくる場合

受付期間内の執務日の午前8時30分から午後5時までに勝浦町役場総務防災課でお受け取りください。

②勝浦町ホームページからダウンロードする場合

勝浦町ホームページ(<https://www.town.katsuura.lg.jp/>)の「採用情報・募集」からダウンロードしてください。



(3) 申込先

〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地

勝浦町役場総務防災課 人事係

(4)提出書類

勝浦町会計年度任用職員登録申込書（令和8年度登録） 1部

(5)選考案内

募集期間終了後に選考案内を連絡します。令和8年5月18日までに連絡がない場合は、勝浦町役場総務防災課 人事係（電話 0885-42-2511）へ連絡してください。

(6)その他

提出書類の返却はいたしません。また、選考及び任用に際して取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律等に基づき適正に管理し、選考及び任用に関する事務以外の目的で使用されることはありません。

6 選考結果等

選考結果は文書で通知します。

合格者は会計年度任用職員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登録されます。登録者の中から、成績上位の人から順次就労確認を行い任用となります。

候補者名簿登録の有効期間は、登録日から令和9年3月31日までです。連絡のない方は、任用されないこととなりますが、後日に欠員が出た場合などに就労確認の連絡をする場合があります。（連絡が任用の数日前となる場合もありますが、御了承ください。）

7 勤務条件

「フルタイム任用」と「パートタイム任用」により異なります。フルタイム、パートタイムの希望は、申込時に選択していただきます。

7-1 フルタイム

(1) 任用期間

選考により採用される方の任用期間は、令和8年6月1日から令和9年3月31日までを予定しています。

(2) 条件付採用

地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月を良好な成績で勤務した場合に会計年度任用職員として正式採用となります。

(3) 勤務日

週5日（原則、月曜日から金曜日）

週休日（土曜日、日曜日）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までは休み

(4) 勤務時間

週38時間45分 原則、午前8時30分から午後5時15分まで（休憩60分）

原則、時間外勤務なし。

(5) 給与

月額242,000円から

注記1：その職歴に応じて、給与（報酬）月額を決定します。

注記2：今後の給与改定の状況によって、支給額が変更されることがあります。

(6) 各種手当

給与関係の条例、規則等の定めるところにより、条件を満たす場合は、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当・勤勉手当等が支給されます。

(7) 休暇等

①任用期間や勤務日数等に応じて年次休暇を付与されるほか、夏季休暇、忌引休暇、介護休暇などの特別休暇があります。※勤務条件によって付与や日数は異なります。

②条件を満たす場合は、育児休業を取得できます。

(8) 保険

共済組合（短期給付、福祉事業）、厚生年金（注記3）及び雇用保険（注記4）に加入していただきます。

注記3：1年目：日本年金機構、2年目以降：共済組合（長期給付）

注記4：6月を超えた時点で資格喪失し、退職手当制度の対象となります。

(9) 災害補償

徳島県市町村総合事務組合が定める市町村の非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。（連続する通算任期が、1年を超えた場合は、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用されます。）

(10) 服務

地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令等及び

上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限)

(11) 再度の任用

一会計年度終了後、地方公務員法に定める平等取扱いの原則及び成績主義に基づき
人事評価結果等により、公募によらず再度任用される場合があります。

(12) その他

健康診断、人事評価あり

7-2 パートタイム

(1) 任用期間

選考により採用される方の任用期間は、令和8年6月1日から令和9年3月31日
までを予定しています。

(2) 条件付採用

地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月を
良好な成績で勤務した場合に会計年度任用職員として正式採用となります。

(3) 勤務日

月曜日から金曜日で3日以上

※勤務日等相談に応じます。

(4) 勤務時間

原則、午前8時30分から午後5時15分までの間で7時間45分。

※勤務時間数相談に応じます。

(5) 給与

日額11,524円から

注記5：その職歴に応じて、給与（報酬）月額を決定します。

注記6：今後の給与改定の状況によって、支給額が変更されることがあります。

(6) 各種手当

給与関係の条例、規則等の定めるところにより、条件を満たす場合は、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当・勤勉手当等が支給されます。

(7) 休暇等

任用期間や勤務日数等に応じて年次休暇を付与されるほか、夏季休暇、忌引休暇、介護休暇などの特別休暇があります。※勤務条件によって付与や日数は異なります。

(8) 保険

共済組合（短期給付、福祉事業）、厚生年金及び雇用保険に加入していただきます。

注記7：勤務時間、給与の額、任用期間が条件を満たさない場合、加入や制度対象とならない場合があります。その場合は、国民年金や国民健康保険に加入することとなります。

(9) 災害補償

徳島県市町村総合事務組合が定める市町村の非常勤職員の公務災害補償制度

(10) 服務

地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令等及

び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)

注記8：営利企業への従事等の制限はありませんが、報告してください。

(11) 再度の任用

一会計年度終了後、地方公務員法に定める平等取扱いの原則及び成績主義に基づき人事評価結果等により、公募によらず再度任用される場合があります。

(12) その他

健康診断、人事評価あり

注記9：任用開始日や任用期間、勤務時間により対象とならない場合があります。

【募集に関する問合せ先】

徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地

勝浦町役場 総務防災課 人事係

電話 0885-42-2511 (代表)

電子メール soumu@town.katsuura.i-tokushima.jp

【職務の内容に関する問合わせ先】

勝浦町役場 農業振興課

電話 0885-42-1505

電子メール nougyo@town.katsuura.i-tokushima.jp